令和2年1月13(月) 発行:特定非営利活動法人 名古屋市精神障害者家族会連合会 堀田 明 TEL/FAX (052) 846-5576 NO. 680 号

令和元年 障害者雇用状況の集計結果

厚生労働省では、このほど、民間企業や公的機関などにおける、令和元年の「障害者雇用状況」集計 結果を取りまとめましたので、公表します。(令和元年12月25日)

障害者雇用促進法では、事業主に対し、常時雇用する従業員の一定割合(法定雇用率、民間企業の場 合は 2.2%) 以上の障害者を雇うことを義務付けています。

今回の集計結果は、同法に基づき、毎年6月1日現在の身体障害者、知的障害者、精神障害者の雇用 状況について、障害者の雇用義務のある事業主などに報告を求め、それを集計したものです。

【集計結果の主なポイント】

〈民間企業〉(法定雇用率 2.2%)

- ○雇用障害者数、実雇用率ともに過去最高を更新。
- ・雇用障害者数は56万608.5人、対前年4.8%(2万5,839.0人)増加
- ・実雇用率 2.11%、対前年比 0.06ポイント上昇
- ○法定雇用率達成企業の割合は48.0% (対前年比2.1ポイント上昇)

〈公的機関〉(同2.5%、都道府県等の教育委員会は2.4%)※()は前年の値 ○雇用障害者数はいずれも対前年で上回る。

- 国 : 雇用障害者数 7,577.0人(3,902.5人) 実雇用率2.31%(1.22%)
- ・都 道 府 県:雇用障害者数 9,033.0人(8,244.5人) 実雇用率2.61%(2.44%)
- ・市 町 村:雇用障害者数 2万8,978.0人(2万7,145.5人) 実雇用率2.41%(2.38%)
- 教育委員会:雇用障害者数 1万3,477.5人(1万2,607.5人) 実雇用率1.89%(1.90%)

〈独立行政法人など〉(同 2.5%)※()は前年の値

- ○雇用障害者数及び実雇用率のいずれも対前年で上回る。
- · 雇用障害者数 1万1.612.0人(1万1.010.0人) 実雇用率2.63%(2.54%)

1 民間企業における雇用状況

- 雇用されている障害者の数、実雇用率、法定雇用率達成企業の割合
- ・ 雇用者のうち、身体障害者は 354,134.0 人(対前年比 2.3%増)、知的障害者 は 128,383.0 人(同 6.0%増)、精神障害者は 78,091.5 人(同 15.9%増)と、い ずれも前年より増加し、特に精神障害者の伸び率が大きかった。
- 法定雇用率未達成企業の状況
- ・ 令和元年の法定雇用率未達成企業は 52,991 社。そのうち、不足数が 0.5 人 または1人である企業(1人不足企業)が、64.8%と過半数を占めている。
- ・ また、障害者を1人も雇用していない企業(0人雇用企業)は30,638社であり、未達成企業に占め る割合は、57.8%となっている。





2 公的機関における在職状況

(1) 国の機関(法定雇用率 2.5%)

国の機関に在職している障害者の数は 7,577.0 人で、前年より 94.2% (3,674.5 人) 増加しており、実雇 用率は 2.31%と、前年に比べ 1.09 ポイント上昇した。国の機関は 44 機関中 27 機関で達成。

(2) 都道府県の機関(法定雇用率 2.5%)

都道府県の機関に在職している障害者の数は 9,033.0 人で、前年より 9.6% (788.5 人) 増加しており、実雇用率は 2.61%と、前年に比べ 0.17 ポイント上昇した。

知事部局は47機関中33機関が達成、知事部局以外は111機関中89機関が達成。

(3) 市町村の機関(法定雇用率 2.5%)

市町村の機関に在職している障害者の数は 28,978.0 人で、前年より 6.8% (1,832.5 人) 増加しており、 実雇用率は 2.41%と、前年に比べ 0.03 ポイント上昇した。 2,441 機関中 1,766 機関が達成。

(4) 都道府県等の教育委員会(法定雇用率 2.4%)

都道府県等の教育委員会に在職している障害者の数は 13,477.5 人で、前年より 6.9% (870.0 人) 増加しており、実雇用率は 1.89% (都道府県教育委員会は 1.87%、市町村教育委員会は 2.03%) と、前年に比べ 0.01 ポイント減少した。

都道府県教育委員会は 47 機関中 6 機関が達成、市町村教育委員会は 53 機関中 32 機関が達成。

参考≪愛知県教育委員会の状況(法定雇用率 2.4%)≫

	法定雇用障害者数の算定の基礎となる職員数	障害者の数	実雇用率	不足数
愛知県	3 2,3 1 5.5	3 7 5.0	1.16	4 0 0.0

3 独立行政法人等における雇用状況

独立行政法人等(法定雇用率 2.5%) に雇用されている障害者の数は 11,612.0 人で、前年より 5.5% (602.0 人) 増加しており、実雇用率は 2.63%と、前年に比べ 0.09 ポイント上昇した。

独立行政法人等(国立大学法人等を除く)は 91 法人中 83 法人が達成、国立大学法人等は 90 法人中 72 法人が達成、地方独立行政法人等は 171 法人中 127 法人が達成。



◎ 法定雇用率とは

民間企業、国、地方公共団体は、「障害者の雇用の促進等に関する法律」に基づき、 それぞれ以下の割合(法定雇用率)に相当する数以上の障害者を雇用しなければ ならないこととされている。

法定雇用率は、国の機関と地方自治体が 2.5%、教育委員会が 2.4%、民間が 2.2%と定められています。 雇用義務の対象となる障害者は、身体障害者、知的障害者又は精神障害者(精神障害者保健福祉手帳の 交付を受けている者に限る。)である(なお、平成 30 年 3 月まで、精神障害者は雇用義務の対象ではないが、精神障害者保健福祉手帳保持者を雇用している場合は雇用率に算定することができる)。

〈参考〉必要な水準である法定雇用率を達成した市町村の割合は 72.3%にとどまりました。中央省庁では、6 月時点では 13 機関が未達成でしたが、年内に全 35 機関が目標通り達成する見込み。裁判所では高裁 1 機関、地裁 16 機関、家裁 6 機関が年内未達成の見通しです。教育委員会は 6 月時点の達成率は 38.0%となり、都道府県教育委員会においては 1 割強に止まっています。(名家連事務局/堀場)

